

本事業の基本的な考え方について

1 基本的事項

(1) 基本的態度

本事業の実施に当たっては、P F I法に基づく事業として実施することを検討しており、民間の資金、創意工夫及び技術的・経営的能力等を活用することにより、事業期間全体を通して、社会経済情勢の変化にも柔軟に対応し、十分な安全性が確保され、安定的かつ継続的に本施設が運営及び維持管理されることを期待している。

(2) 着実な実施

本事業を効果的に推進するためには、事業に関わる者が主体的に連携・協働することが必要不可欠であることから、節目ごとに適切な情報提供を行うとともに、事業者選定に向けて、意欲ある事業者と丁寧な対話を重ねながら事業の熟度を高め、平成30年度の着工、平成34年度の施設稼働の目標を確実に達成する。

(3) 事業効果の最大化

本事業をP F I事業として実施することにより、従来方式と比較して、効率的かつ効果的に実施できることが見込まれる場合に、本事業を特定事業として選定し、事業効果の最大化を図っていく。

2 事業の仕組み

本事業の費用・収入・費用回収等の基本的考え方は以下のとおりであり、これを図示したものが「事業の仕組みの概念図」となる。

(1) 費用の構成

本事業の費用は、①設計・建設工事費、②運営・維持管理費、③不法投棄物撤去費から構成されている。

(2) 収入の構成

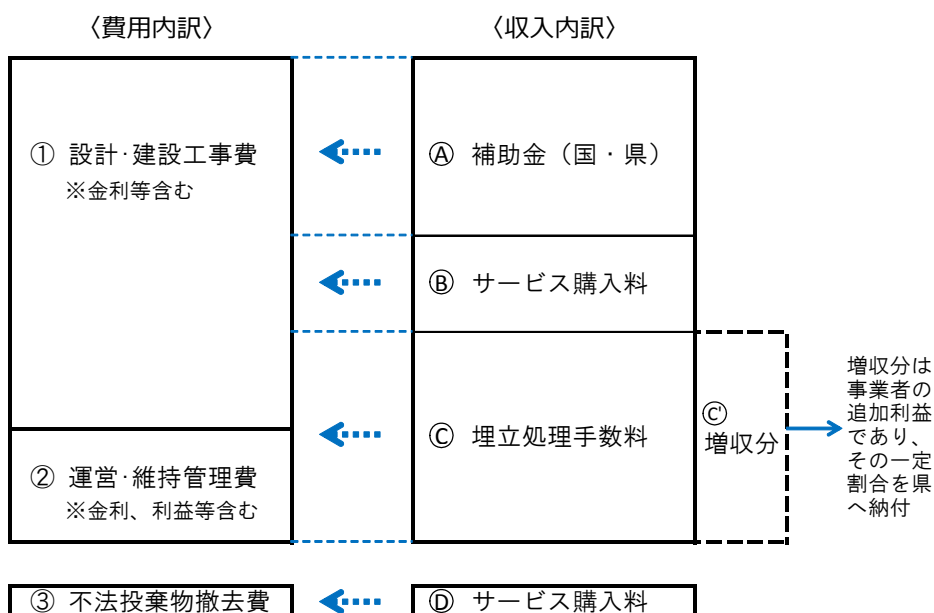
本事業の主な収入は、④廃棄物処理施設整備費（産業廃棄物処理施設モデル的整備事業）国庫補助金（環境省）及びこれに相当する県補助金、⑤特定の施設に係るサービス購入料、⑥埋立処理手数料、⑦不法投棄物撤去に係るサービス購入料を想定している。

(3) 費用回収の考え方

①設計・建設工事費については、「④国及び県の補助金」の交付を受けるとともに、「⑤特定の施設に係る費用の一定割合を県がサービス購入料」として支払うこととしており、残る費用と②運営・維持管理費を事業者が「⑥埋立処理手数料」により回収し、利益を確保する仕組みとしている。

③不法投棄物撤去費については、その費用全額を県が「⑦不法投棄物撤去に係るサービス購入料」として支払うこととしており、撤去範囲や量の決定、量の増等に伴うリスクについても県が負担することから、事業者にとって採算性のリスクは生じないこととしている。なお、当該撤去物に係る埋立処理手数料は、支払わない。

【事業の仕組みの概念図】



(4) 埋立処理手数料の設定

埋立処理手数料については、経済・物価の動向、取引の実情等を踏まえ市場性や採算性を考慮し、事業者が任意に設定することを想定している。

なお、一定の基準を超える収入があった場合には、その一部を県に納付していただくこと（プロフィットシェア）としており、県は支払ったサービス購入料の回収に充てることを想定している。

(5) 県への納付金

県への納付金算定の基本となる基準単価については、事業者からの提案事項として審査の重要なポイントと考えているが、現在の近傍地域における実績等を踏まえた提案となることを想定している。

基準単価を上回った収入のうち県へ納付する割合など、納付金算定の方法については、事業者の経営のインセンティブ等に配慮して設定することを想定している。

3 収支見通し

(1) 事業費の見込み

平成27年2月に公表した基本設計において、①設計・建設工事費は、約128億円（消費税込み）、③不法投棄物撤去費は、約12億円（消費税込み）と見込んでいる。事業者において、その後の物価変動、民間ノウハウによるコスト削減効果、採算性などを勘案し、見積もっていただけるものと考えている。

②運営・維持管理費については、営業外経費（金利、利益配当等）を除く経常経費として、同規模施設の例から、埋立期間は年間1～1.5億円（消費税抜き）程度、埋立終了後の管理期間は年間0.5～1億円（消費税抜き）程度と見込んでいる。

(2) 収入の見込み

④国及び県の補助金については、現行制度^{*}を前提に見積もると、国費及び県費を合わせて約40～50億円程度と見込んでいる。

⑤特定施設に係るサービス購入料については、当該施設整備に要する費用（約55億円（消費税抜き））に係る「④国及び県の補助金」を控除した事業者負担の2分の1相当額を想定している。

⑥埋立処理手数料については、現在の近傍地域における実績等が約17,000円/m³～23,000円/m³（消費税抜き）程度であり、北沢不法投棄撤去物及び覆土を除いた実質的な埋立容量約459,000m³を乗じることにより、埋立期間中の総収入は、80～100億円程度と見込まれる。

⑦不法投棄物撤去に係るサービス購入料については、費用同額を見込んでいる。

※交付額の算定方法：補助対象事業費×1/2（国1/4、県1/4）

(3) 収支の見込み

上記(1)、(2)から、近年の物価変動等を考慮しても、十分な事業採算性が確保されているものと考えている。

4 埋立期間及び受入廃棄物

埋立期間は、実質的な埋立容量約459,000m³に対し、年間埋立量約38,250m³^{*}と想定し12年間としているが、施設稼働後に事業者の計画どおり受入廃棄物が確保できず、経営の安定に著しい支障をきたしている場合又はきたすおそれがある場合には、埋立期間の延長その他、埋立計画の見直しについて協議することとする。

また、それに伴い運営・維持管理に係る追加費用が生じる場合には、見直しの内容、追加費用の内容等に応じて、事業者の責めに帰すことができないものは県が負担することとする。

※「とちぎの廃棄物」（栃木県廃棄物対策課）に係る実態調査等における県内排出の産業廃棄物の最終処分量、県内中間処理業者により処理された県外排出の産業廃棄物の量等から想定したもの。なお、県内における産業廃棄物の排出動向は、下表のとおりである。

【県内排出の産業廃棄物の最終処分量の推移（単位：千トン）】

